

指定訪問看護重要事項説明書（介護保険）

医療法人浩然会

指宿訪問看護ステーション

1 当事業所の目的・及び運営方針

（事業の目的）

医療法人浩然会が開設する指宿訪問看護ステーションが行う指定訪問看護の事業の適切な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者が要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とします。

（運営方針）

- ・ ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性に踏まえて、全体的な日常生活活動動作の維持回復を図るとともに、生活に質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- ・ 事業の実施にあたっては、関係市町、地域・保健・福祉サービスのとの綿密な連帯を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

2 当法人の概要

法人名	医療法人浩然会
代表者名	理事長 大重 太真男
所在地・連絡先	鹿児島県指宿市十町1130 TEL: 0993-22-3295
業務の概要	循環器内科・消化器内科・神経内科・呼吸器内科・漢方内科・ リハビリテーション科 居宅介護支援事業所・通所リハビリテーション・訪問リハビリテーション

3 事業所の概要

① 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名	医療法人浩然会 指宿訪問看護ステーション
所在地	鹿児島県指宿市十町 1159 番 3
電話番号	0993-24-3696
FAX番号	0993-24-3699
介護保険事業番号・医療機関コード	4661090011 10,9001,1
提供するサービスの種類	訪問看護
通常サービスを提供する地域※	指宿市 鹿児島市喜入地区 南九州市顛娃町

※ 上記地域以外にお住まいの方でもご要望の方はご相談ください。

② 当事業所の職員体制

管理者 看護師 1名

看護師等 2.5名以上

③ 営業日及び営業時間

営業日 月曜日～土曜日

休日 日曜日・祝祭日・8月14日～8月15日・12月31日～1月3日
(この限りではなく、相談に応じます。)

営業時間 平日 8時30分～17時30分
土曜日 8時30分～12時30分

(電話等により24時間常時連絡及び訪問が可能な体制をとっています。)

4 業務内容

- ①血圧、体温、脈拍を測定、病状の観察、又かかりつけの医師との連絡を取り合います。
- ②清拭、洗髪、入浴介助等
- ③食事及び排泄等日常生活の世話
- ④床ずれの予防、手当て
- ⑤リハビリテーション
- ⑥ターミナルケア
- ⑦認知症患者の看護
- ⑧家族の支援、相談、家族の健康管理
- ⑨介護・療養上のご相談
- ⑩その他医師の指示による医療処置
- ⑪指定定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所との連携

ステーションは、利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携を行います。

- 2) ステーションは、連携する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所へ、次の各号に掲げる事項について必要な協力を行います。
 - ア) アセスメントの作成
 - イ) 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保
 - ウ) 介護医療連携推進会議への参加
 - エ) その他事業の提供に当たって必要な指導及び助言

5 利用料金

① 利用料

介護保険の訪問看護サービスは、訪問看護が必要な要支援・要介護者に提供されます。利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスである時には、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とします。交通費
上記 2 の①のサービスを提供する地域を越えて行う指定訪問看護に要した交通費は実費を負担して頂くこととなります。

なお自動車を使用した場合の交通費は次の通りです。

事業所から、片道おおむね20km未満	利用料に含まれます。
事業所から、片道おおむね20km以上	片道 100円

② その他

- ・お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は実費負担となります。
- ・毎月 10 日頃までに前月分の請求を致します。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。
- ・死後の処置料として 10,000 円頂きます。

6 サービスの利用方法

① サービスの利用開始

契約を結んだ日を基準とし、サービスを開始します。

② サービスの終了

1. お客様のご都合でサービスを終了の場合、サービスの終了を希望する日の 7 日前までにお申し出下さい。
2. 人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、30 日前までに文書で通知いたします。
3. 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・介護給付費でサービスをうけていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）とされた場合（※この場合、条件を変更して再度契約することができます。）
- ・利用者が亡くなられた場合

4. その他

- ・利用者様の求めに応じてサービス提供記録等を開示し、事業計画及び財務内容等の閲覧を行うことができます。

7 サービス内容に関する苦情

当事業所の提供したサービスに対して、不満や苦情がある場合には、どんなささいな事でもかまいませんので、次の窓口までお申しつけ下さい。

① 当事業所のお客様相談・苦情窓口

担当者氏名	木村 由里
電話番号	0993-24-3696
FAX番号	0993-24-3699
携帯電話番号	090-3664-8169

② その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び鹿児島県国民保健団体連合会の相談窓口等に苦情を伝えることができます。

- | | | |
|--------------------|------|--------------|
| ○鹿児島県国民健康保険団体連合会 | 電話番号 | 099-206-1084 |
| ○鹿児島県保健福祉部介護福祉課 | 電話番号 | 099-286-2676 |
| ○指宿市長寿介護課介護保険係 | 電話番号 | 0993-22-2111 |
| ○山川支所市民福祉課健康福祉係 | 電話番号 | 0993-34-1111 |
| ○開聞支所市民福祉課健康福祉係 | 電話番号 | 0993-32-3111 |
| ○南九州市穎娃支所市民福祉健康増進課 | 電話番号 | 0993-36-1111 |

8 緊急時・事故発生時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合には、必要な手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行います。サービスの提供中に事故発生した場合には、利用者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に早急に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

9 損害賠償について

利用者に対して当事業所のサービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません。

10 非常災害時の対応

地震・風雪水害などの自然災害発生、または警報などが発令された場合には、サービスの提供が遅れたり中止したりせざるを得ない場合があります。サービスを継続して受ける事ができるように業務継続計画を策定し、その計画に従い必要な研修や訓練を実施いたします。

11 感染症対策の強化

事業者は、感染症の予防及びまん延防止の為に研修や訓練を定期的実施し、感染対策の資質向上に努めます。

12 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者は、サービス提供をするうえで知り得たご利用者様及びそのご家族に関する秘密及び個人情報は、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

13 高齢者虐待防止に関する事項

事業者は、ご利用者への差別の禁止、人権擁護、虐待防止の為、虐待防止に関する責任者の設置、苦情解決策等の必要な体制整備を行うと共に、従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

14 身体拘束について

身体拘束の適正化推進において、利用者または利用者等の生命、身体保護をするためにやむを得ない場合を除き、事業者は基本的に身体拘束を行いません。

15 ハラスメント対策について

サービス利用期間中にご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合は、サービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は契約を解除する場合があります。

15 その他

大切なペットの安全を守る為、ゲージに入れる等ご協力お願いいたします。

____様の説明は_____が致しました。